

洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務委託について、企画提案競技を実施するので下記のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 15 日

洲本市長 竹内 通 弘

記

1 業務概要

- (1) 業務名 洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 洲本市新庁舎整備等基本計画に基づく、洲本市新庁舎の建設に関する設計業務（詳細は、洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務特記仕様書及び洲本市新庁舎建築・設備設計意図伝達業務特記仕様書のとおり）
- (3) 業務期間 契約締結日から平成 28 年 9 月末まで ※工事完了まで

2 参加資格、評価基準

(1) 参加資格

本企画提案競技に参加できる者（以下「代表企業参加者」という）は、下記の①から⑧までの要件をすべて満たす単体企業とします。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- ②洲本市における設計・監理業務に係る一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に平成 24 年 11 月 30 日時点で登載された者であること。
- ③洲本市及び兵庫県の指名停止及び資格制限等の処分を受けていない者であること。
- ④建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ⑤建築士法第 2 条に規定する 1 級建築士を 10 名以上有すること。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- ⑦平成 14 年 4 月 1 日以降（過去 10 年間）で、日本国内において延床面積 5,000 m²以上の庁舎の新築工事に係る建築基本設計業務または実施設計業務を管理技術者または

主任技術者として担当した者を、本業務の管理技術者及び主任技術者として配置することができる者。なお、複合施設の場合は、庁舎に該当する延床面積が5,000㎡以上であること。

- ⑧平成14年4月1日以降（過去10年間）で、日本国内において鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で免震構造を採用した建築物に係る建築基本設計業務または実施設計業務を元請け（共同企業体の場合は代表企業）として完了した実績を有する者であること。

（2）評価基準

①事務所の実力

同種・類似業務等実績数、免震構造を採用した建築物の設計実績、技術者数・資格者数

②担当チームの能力

管理技術者及び主任技術者の経験、業務実績、繁忙度

③担当チームの対応

取組み意欲、業務の理解度、技術提案の的確性・独創性・実現性、実施方針の妥当性、工程計画及び動員計画の妥当性

④設計業務受注見積金額

3 受託者の選定方法

代表企業参加者のうち、2（1）に掲げる参加資格要件をすべて満たすものを指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、審査委員会により、本業務の実施に最もふさわしいと判断された最優秀提案の代表企業参加者を優先交渉権者とし、また、優秀提案の代表企業参加者を次点交渉権者に選定するものとします。

優先交渉権者となった代表企業参加者は、ヒアリングを行うなど自らの判断により、資格要件を満たす市内企業の中から1者以上を選定し、設計共同企業体を組成するものとします。

市は、当該設計共同企業体を相手方として、基本・実施設計業務委託に関する随意契約を締結することとします。

4 日程

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| （1）企画提案競技実施の公告及び実施要領等の公表 | 平成24年11月15日 |
| （2）代表企業参加表明書の提出期限 | 平成24年11月30日 |
| （3）技術提案書の提出要請 | 平成24年12月上旬 |
| （4）技術提案書の提出期限 | 平成24年12月28日 |
| （5）技術提案書1次審査及び通過者の通知・公表 | 平成25年1月中旬 |
| （6）プレゼンテーション及びヒアリング | 平成25年1月下旬 |
| （7）技術提案書2次審査及び優先交渉権者等の通知・公表 | 平成25年1月下旬 |

5 手続等

(1) 事務局

〒656-8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市総務部総務課総務係

電話：0799(22)7067(直通)

FAX：0799(24)1722

E-mail：soumu@city.sumoto.hyogo.jp

URL <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>

(2) 企画提案競技参加表明等に係る関係書類の配布

1) 企画提案競技参加表明等に係る各種関係書類(実施要領、作成要領など)は、市のホームページにて公表しますので、適宜ダウンロードしてください。なお、事務局でも配布します。(洲本市ホームページ URL <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>)

2) 配布期間 平成24年11月15日(木)から平成24年11月30日(金)まで
(土曜、日曜日及び祝日は除く。配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

3) 配布場所 上記(1)の事務局

(3) 提出期限 上記4の日程に同じ

(4) 提出場所 上記5(1)に同じ

6 その他

その他詳細は、「洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関する企画提案競技実施要領」によるものとします。